

警報時における登下校について

H25. 10. 15

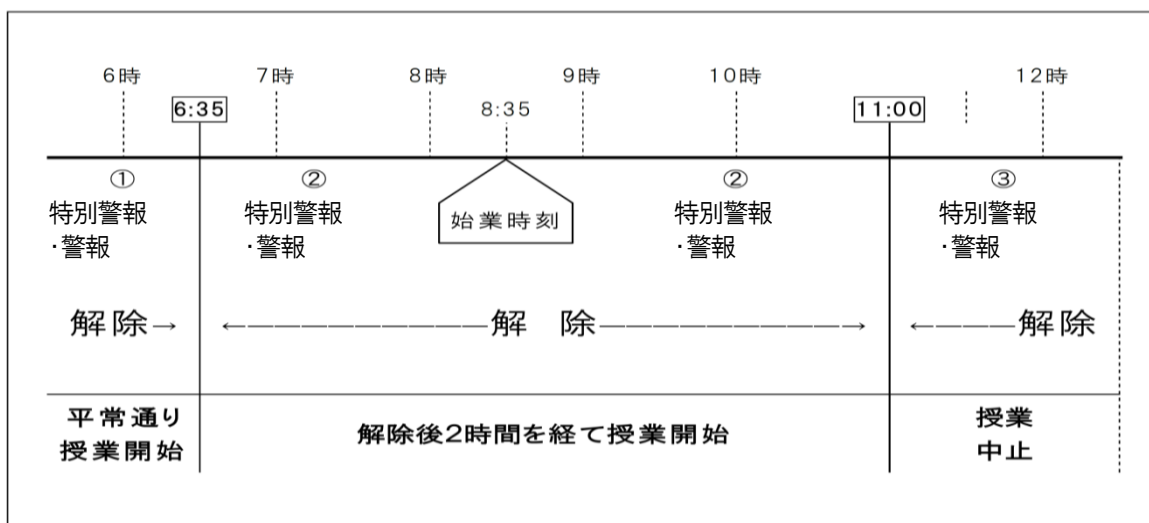
- 1 生徒の登校時に特別警報または警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪:以下同じ）が発令されている（または予想される）場合
 - (1) 池田町で警報が発令されている場合は、全校生徒は登校しない。
 - (2) 上記の市町村以外の居住者で、居住市町村及び通学経路途上の市町村に上記警報が発令されている場合は、該当生徒は登校しない。（生徒は公欠扱いとする）
 - (3) 注意報が発令され、今後警報が出ると予想される場合においては、学校長の判断により始業時間の繰り下げ又は臨時休校とすることがある。この場合は、学校より保護者宛にメール等で登校について指示をする。

- 2 生徒の登校途中に警報が発表された場合
 - (1) 警報発表を知り得た時点で、ただちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的により近く安全が確保される場合は登校し学校に待機してもよい。

- 3 特別警報または警報が、池田町で解除された場合
 - (1) 授業開始時刻については以下のとおりとする。

特別警報・警報が解除された時刻	授業開始時刻
①始業時刻の2時間前まで	平常通り
②始業時刻の2時間前より午前11時まで	解除後2時間を経た時点
③午前11時以降	当日の授業中止

- (2) ただし、①②の場合において、道路・橋の損壊などで危険な場合や交通機関の停止及び自家の被害が著しい場合や、ひきつづき居住市町村に警報が発令されている場合は、該当生徒は登校しない。（生徒は公欠扱いとする）



- 4 生徒が登校した後に特別警報または警報が発令された場合
 - (1) 原則として、警報解除まで校内に留め置く。なお、警報が解除されるまで担任（教科担任）が人員確認等を行う。ただし、状況に応じて学校長の判断で下校等の対応（保護者送迎）をとるものとする。
 - (2) 警報解除後帰宅する場合は、自宅へ到着したことを決められた方法で（別途指示）学校に連絡する。
- 5 その他
 - (1) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されるので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
 - (2) 注意報等発令の段階で下校させるなど、下校時刻が通常と変更になる場合は、学校からメール等で家庭に連絡する。
 - (3) 警報発令時や発令が予想される場合は、学校からの情報に注意すること。
 - (4) 土日の活動も、これに準ずること。